

議案第 8 号

名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

名張市奨学金条例施行規則（平成 23 年教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

1. 改正理由

雇用保険法施行規則の一部改正に伴い、雇用保険受給資格者証に替わって雇用保険受給資格通知が交付される場合があることから、名張市奨学金償還猶予申請書に係る添付書類の規定について、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

失職による奨学金の償還の猶予を申請する際の添付書類に雇用保険受給資格通知を加える。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

名張市奨学金条例施行規則（平成23年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号中「雇用保険受給資格者証」の次に「、雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名張市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(償還の猶予)</p> <p>第14条 貸付奨学生は、条例第13条第2項に規定する償還の猶予を受けようとするときは、名張市奨学金償還猶予申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 失職による場合は、雇用保険受給資格者証、<u>雇用保険受給資格通知</u>又は離職票の写し等</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(償還の猶予)</p> <p>第14条 貸付奨学生は、条例第13条第2項に規定する償還の猶予を受けようとするときは、名張市奨学金償還猶予申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 失職による場合は、雇用保険受給資格者証又は離職票の写し等</p> <p>(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>